

第3章 景観形成の課題

1 市域全域の景観に係る課題

- ・これまで、市域全域の景観を高めるため、大規模建築物等については、一定の誘導を行ってきましたが、突出した色彩の建築物など地域の景観を阻害する要因も出てきています。今後は、周辺との調和に配慮した、よりきめ細やかな景観形成基準を設けるなどにより、景観水準を高めていくことが求められています。
- ・地域特性に応じた景観誘導を図るとともに、地域主導の取り組みとの連携を図りながら、個性があり、かつ、より景観まちづくりに積極的な地域を掘り起こすことで、地域らしさのある景観形成を図っていくことが求められています。
- ・近年、都心部を中心に夜間景観の創出の取り組みが見られますが、住宅地において周辺にそぐわないものが見られるため、地域特性に応じた誘導が必要となります。

2 各テーマの景観に係る課題

● 風格・洗練

- ・ターミナル駅周辺や建築美観誘導路線など、大都市大阪を象徴するエリアを中心に重点的な景観施策を進め、都市的で洗練された建物が建設されてきました。
- ・大規模な更新が概ね完成を迎えるエリアにおいては、高度化が進み大都市らしい大ボリュームのまちなみが形成される一方、広告物の掲出に統一感がないなどの課題もあります。
- ・今後、高度化を図るエリアについては、新たな都市の顔としてふさわしい景観形成を図る必要があります。
- ・都心部においては、来街者が多く、それに見合った十分な歩行者空間が確保されていないエリアも一部に見られるなど、安全性・回遊性を高める必要があります。また、低層部において歩いて楽しい空間づくりなど、にぎわい創出の工夫が求められています。
- ・都心部においては、かつてより基盤の整備が行われており、近年に至り老朽化している施設や交通分担の遷移といった社会的変化への対応が求められる施設もあるため、これらの更新の機においては、大都市として先進的な景観の形成に寄与する整備が求められます。
- ・それぞれのエリアの成り立ちや特性に応じてきめ細やかな景観形成を図っていく必要があります。

● 水・緑

- ・人々に愛されてきた親水空間や視点場となる橋上など、優れた水辺の景観が数多くあります。都市公園、風致地区、河川沿いや幹線道路沿いなどには豊かな緑が保全・整備されてきました。
- ・公園、緑地や水辺などの公共空間に隣接するエリアでは、広告物の設置や住居等としてのニーズが高い反面、雑多な印象や生活感が感じられるなど落ち着いた景観を阻害する要因も見られるため、周辺景観と調和した景観誘導が求められています。
- ・現在、観光客を対象とした舟運が活性化しつつあるなど、河川沿いや海辺沿いの建築物等は、水上や対岸、橋上からの見えに配慮し、形態意匠を工夫する必要があります。
- ・緑が卓越する上町台地では、地域に残された緑をいかし、より緑影濃く特徴づけることが求められます。

- ・河川沿川など水辺については、これまで実験的に公共空間を活用する取り組み等が進められてきました。このような活動と並行し、水都大阪にふさわしい景観形成が求められます。
- ・今後、水や緑に調和した景観形成を一層進めていくことが必要です。

●歴史・文化

- ・大阪の歴史や文化を今に伝える優れた歴史的・文化的資源が船場や上町台地をはじめ、市域全域に点在し、深みのある地域景観を生み出しています。しかし、それら資源の周辺において建築物の更新などを行う際に、それらに配慮した景観形成がなされているとは言い難いものが一部に見られます。
- ・歴史・文化的資源が残るエリア（特に住居系の土地利用が多いエリア）では、スケールが乖離した建物や個別の資源と調和しない建物も見られます。地域で継続的に歴史・文化的価値を共有しながら、個別の資源を活用した景観形成を図っていくことが必要であり、傾斜下からよく視認できる上町台地のエリアでは、建築物の意匠などを工夫することが求められます。
- ・特に点在する個性的な近代建築物などの活用が進められている船場界限や、古代より人々の生活の営みが積み重なって市街地が形成されてきた上町台地では、景観資源となる近代建築物や寺社を活用した特徴ある景観を形成していくことが求められます。

●にぎわい・活気

- ・地域の商店街、観光地での人々のにぎわいや各種イベントの風景や演出された夜間景観など、様々なにぎわいの風景が大阪ならではの特徴的な景観となっています。
- ・にぎわいに寄与しているものの、一方では雑多・無秩序な印象を生んでいるととれる建築物、広告物が氾濫するエリアもあります。にぎわいの質についてエリアごとに方向性を定め、適切な景観形成を図る必要があります。
- ・道頓堀川沿川などでは、整然とした都市的美しさとは異なる、多様なにぎわいや活気のあるまちなみが見られ、大阪らしい景観の特徴の一つになっています。こうしたまちなみは、大阪を代表するイメージの一つとして市民にも人気が高いことから、大阪らしさをいかしながら、不快感を与えない一定の秩序をもったにぎわいのあるまちなみを形成していくことが求められています。
- ・都心部においては、デジタルサイネージやメディアファサード等の新たな技術・枠組みに対しても景観上の役割・価値を評価した上で、活用・規制の方向性を検討する必要があります。
- ・そのあり方を検討しながら、大阪らしいにぎわいの景観形成を図っていくことが必要です。

3 眺望景観・夜間景観に係る課題

- ・建築美観誘導制度などの取り組みや、中之島界限をはじめとする魅力的な夜間景観形成の取り組みにより、現在、大阪らしい眺望・夜間景観が形成されています。
- ・今後、都心部では緊急整備地域の指定により高層建築物の建築が活性化するなど、周辺の眺望・夜間景観に大きな変化を与える施設が各所で見受けられることや、臨海部では大阪・関西万博やI Rなど大規模な開発が予定されており、新たな都市景観が形成される絶好の機会を迎えています。
- ・この契機をいかして、様々な主体と協働した大阪らしい眺望・夜間景観の形成の取り組みが求められています。
- ・また、上記の取り組みにおいては、メディアファサード等の新たな技術に対応するための景観協議の枠組みを新たに設けるなど創造的な景観形成を図っていくことが必要です。

第4章 景観形成の目標と基本方針

1 景観形成の目標

前章までで明らかとした本市の景観特性や景観形成の課題を受け、本市における景観形成の意義を踏まえた景観形成の目標を次のとおり定めます。

【景観形成の目標】

**都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む
大阪らしい景観をつくる**

景観の形成は本市の大都市としての風格を高めるとともに、都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出につながるものです。また、市民のまちに対する愛着や誇りを醸成し、豊かな生活環境の形成に資するものでもあります。一方、大阪らしい景観の特徴は「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の4つのテーマから捉えることができます。こうした本市における景観形成の意義と大阪らしい景観の特徴を踏まえ、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とします。



2 景観形成の基本方針

これまで地域の特性をいかした景観の形成とともに、市域の景観の向上を図ることを基本方針として景観形成の施策を進めてきました。これらの方針を継承しながら、景観形成の目標を実現していくための基本方針を次のとおり定めます。

【景観形成の基本方針】

①市域全域での心地よい市街地景観の形成

日々の暮らしや様々な都市活動のフィールドである身近な都市空間の景観の魅力を向上するため、市域全域における景観の水準の向上を図ります。

②地域の特性をいかした景観の形成

大阪らしい景観の特徴をより強めていくため、それぞれの地域ごとの特性をいかした景観形成を推進します。

本市の地域特性をいかした景観形成のテーマを「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の4つとし、テーマにそった景観形成を図ります。

○大都市らしい風格や洗練された景観形成

産業・観光など多様な分野において、国内だけでなく世界に誇る「大阪」として都市格を高めるため、大都市らしい風格のある洗練された景観を形成します。

○水や緑をいかしたうるおいと安らぎを感じる景観形成

観光や交流における新たな価値創造及び豊かな生活環境の保全を図り、大阪のアイデンティティである水都の魅力を高める水と緑が豊かなうるおいと安らぎを感じる景観を形成します。

○歴史や文化が息づく景観形成

地域への愛着や誇りを醸成し、また継承していくことでより「住みたい」「訪れたい」大阪であるべく、これまで培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観を形成します。

○活気とにぎわいあふれる景観形成

更なる交流人口の増加を図り、大阪の個性ともいえる観光地や繁華街など多くの人々が集まる市街地での活気と多様なにぎわいのある景観を形成します。

③市民や事業者との協働による景観形成

景観形成においては、行政による規制誘導や公共空間の改善だけではなく、民間の取り組みによる影響も大きく、今後は、市民や事業者との協働により景観形成を推進します。

【眺望景観・夜間景観形成の観点から見た基本方針】

○都市のイメージを高める印象的な顔づくり（眺望景観・夜間景観）

不特定多数の人の目に触れる頻度の高い場所において、建築物等のデザインを誘導し、フォトジェニックな（写真映える）眺望の創出や光景観の演出により、都市のイメージを高める印象的な顔をつくります。

- ・眺望景観の典型的な3つの眺め

見渡す
眺め見通す
眺めランドマーク
への眺め

- ・夜間景観の典型的な4つのあかり

俯瞰する
あかり水辺の
あかり境界の
あかり個の
あかり

○景観資源を活用した地域のにぎわいづくり（眺望景観）

地域の持つ特徴的な景観資源をいかした眺望景観形成により、地域の個性を際立たせるよう魅力的な眺望景観を保全・整備することで、大阪を訪れる多くの人々を惹きつけ、人々のアクティビティを活性化し、地域のにぎわいを創出します。

○個性を際立たせた夜間のにぎわいづくり（夜間景観）

個性的な景観のある地域において、個性を魅力的に際立たせるよう夜間照明による演出を行うことで、大阪を訪れる多くの人を惹きつけ、夜間におけるアクティビティを活性化し、夜間のにぎわいを高めていきます。

○景観に対する意識の向上と都市への愛着や誇りの醸成（眺望景観）

市民の眺望景観への意識を高めつつ、魅力的な眺望景観に日常的に触れる機会を創出することで都市への愛着や誇りを醸成します。

○安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくり（夜間景観）

市民が夜間においても安全・安心に過ごせるよう、身近な都市空間である道路や公園などの公共空間も含め、地域の特性に応じた上質な夜間照明を誘導し、日常の生活空間の魅力を高めていきます。

3 協働による景観形成における各主体の役割

景観形成の基本方針に基づいて市民や事業者との協働による景観形成を進めていくにあたっては、各主体が景観形成の目標を共有したうえで、それぞれの立場における役割を積極的に果たすよう、取り組みを進めていくものとします。

【各主体の役割】

○市の役割

市は、本計画に基づき、景観形成の推進のために必要な施策を実施するとともに、協働による景観形成を促進するため、景観に関する市民及び事業者の意識を高めるよう、積極的に啓発を行います。

○市民の役割

市民は、自らの身近な地域の景観に対する関心を深めるとともに、地域でめざすべき景観のあり方を地域で共有しつつ、自身が魅力的な景観形成の主体として身近にできることから取り組んでいきます。

○事業者の役割

事業者は、自身の事業活動が景観形成に与える影響について認識し、事業活動の実施にあたって魅力的な景観の形成に資するよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関わる施策に協力します。

第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性

1 景観形成の取り組みの方向性

(1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導

大阪らしい景観が持つ多様な表情に応じて、地域の特性をいかした建築物等の誘導を図ります。

(2) 地域との協働による景観まちづくりの推進

市民との協働により、新たな地域の魅力を掘り起こし、大阪らしい個性ある地域の景観形成を進めるため、景観まちづくりの推進を図ります。

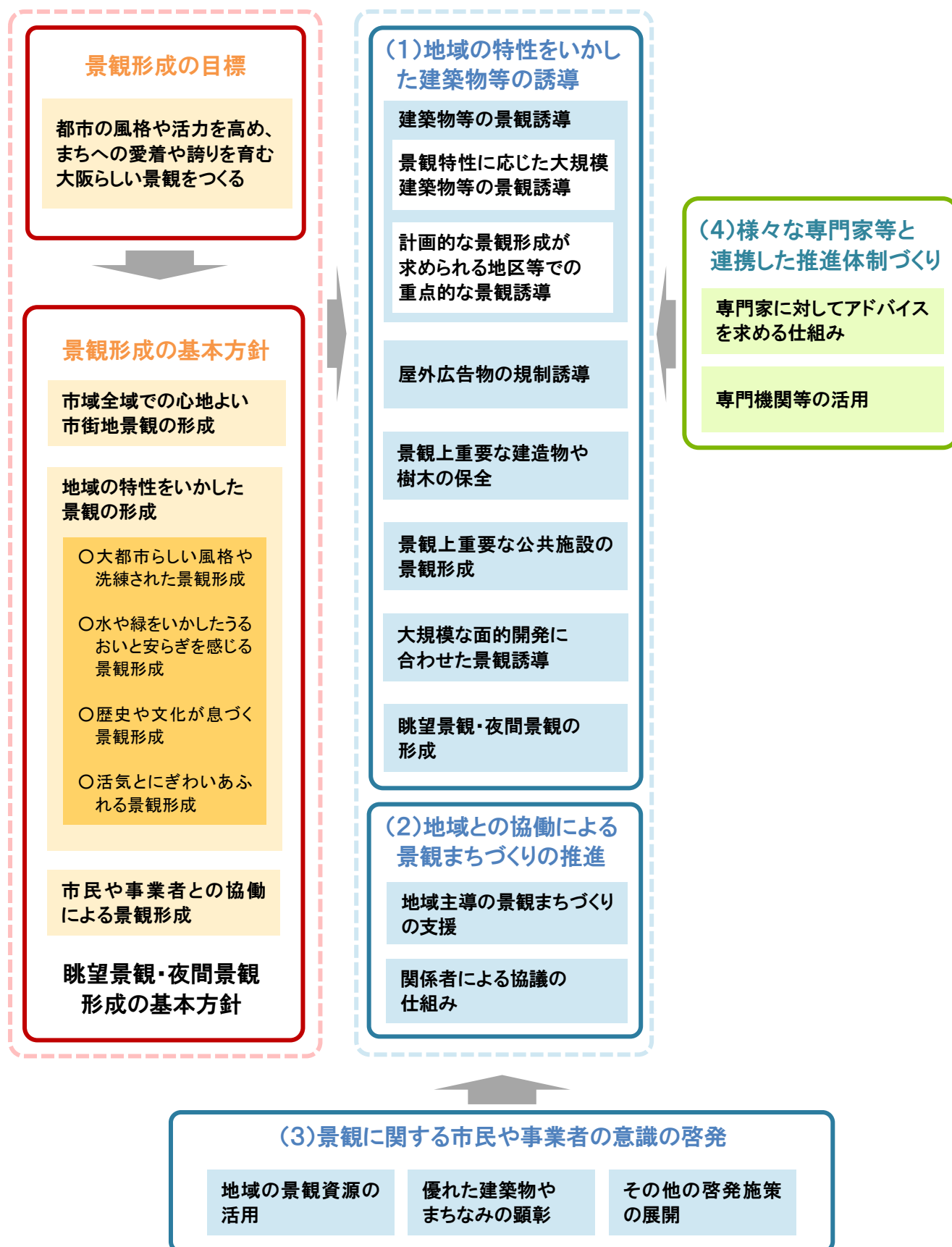
(3) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発

市民や事業者との協働による景観形成を促進していくため、景観に関する意識の啓発を図ります。

(4) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり

景観施策の取り組みをより効果的に推進していくため、様々な専門家等と連携した推進体制づくりを行い、効果的な施策の展開を図ります。

景観形成の取り組みの方向性



2 景観施策の展開の方向性

(1) 建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

1) 地域特性をいかした建築物等の誘導

① 建築物等の景観誘導

[景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導]

市域全域の景観の水準を高めるため、地域ごとの景観特性や地域における景観形成の取り組み状況等を踏まえ、景観計画区域の細分化及び誘導内容の詳細化を図ります。

[計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導]

都市戦略上、計画的な景観形成が求められる地区や景観誘導の高い効果が期待できる地区などでは、特に重点的に景観形成を図っていくものとし、地域での取り組み等も踏まえながら、順次地区指定を行い、届出対象行為や誘導基準を個別に定めるなど、通常の景観計画区域よりもさらにきめ細やかな景観誘導を行います。

なお、特に本市のシンボルストリートである御堂筋沿道【土佐堀通～長堀通】においては、『大阪の伝統と革新がうみだす 世界的ブランド・ストリート～歩いて楽しみ、24時間稼働する多機能エリアへ～』をめざし、地区計画などの都市計画手法により、建築物の高さや壁面の位置の基準を定めるとともに、御堂筋デザインガイドラインにより建築物や広告物のデザイン誘導を行っており、今後も現行施策を継続し、重点的な景観誘導を行います。

〈重点的な景観誘導を行う地区の考え方〉

次の何れかの要件を満たす地区については、景観法や都市計画法の手法を活用することにより、重点的な景観誘導を行うことが望ましいと考えられます。なお、これら以外のエリアについても地域からの提案に基づき、地域主導の景観マネジメントの状況なども踏まえ、地域主導型の地区として適宜、対象としていきます。

◎都市再生などの戦略的位置付けがある地区

都市再生緊急整備地域などの都市戦略上の位置付けのある地区については、拡充される都市機能に見合った景観形成が求められ、また活発な更新が予測されることから高い効果が期待できます。

[候補となるエリアの事例]

大阪駅周辺、御堂筋周辺、中之島西部、大阪ビジネスパーク、難波・湊町周辺、天王寺・阿倍野、コスモスクエア駅周辺、築港・天保山 など

◎大規模な開発が予定されている地区

大規模な開発が予定されている地区については、景観が大きく変容する可能性があることから、景観施策導入の必要性が高く、また効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

大阪駅北側、中之島西部、なにわ筋沿道、夢洲、森之宮 など

◎エリアマネジメント組織による地域独自の景観誘導がなされている地区

今後、成熟社会を迎えるにあたり、地域によるエリアマネジメントの動きが活発化されることが求められています。こうした地域では、自ら定めるきめ細やかな地域ルールを自律的に運用することで、個性ある地域の魅力を引き出すなど、高い効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

大阪駅北側、御堂筋沿道、大阪ビジネスパーク、中之島西部 など

◎景観関連施策の実績がある地区

都心部の幹線道路など、これまで景観関連施策を実施してきた地区では一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕

- ・ 建築美観誘導地区（御堂筋、堺筋、四つ橋筋、なにわ筋、土佐堀通、国道2号）
 - ・ 景観形成地域（中之島（※）、都心中央部、大川沿川、道頓堀川沿川）など
- （※）中之島景観形成地域は土佐堀川、堂島川及び対岸の河川沿川を含む

②屋外広告物の規制誘導

特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、屋外広告物の適切な規制誘導が不可欠であるため、関係部局と協議・調整しながら、屋外広告物条例と連携して屋外広告物の規制誘導を行います。また、屋外広告物ガイドプランなどの既存の屋外広告物の規制誘導の制度については、今後の景観施策の展開にあわせ、関係部局と協議・調整しながら、重複するエリアの取扱いなど、検討を進めます。

③景観上重要な建造物や樹木の保全

市域内に点在する都市景観資源や歴史性のある建築物、またランドマークになっている樹木など、地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく景観重要建

造物・景観重要樹木の指定制度を活用しながら、地域景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努め、個性的な景観形成に活用します。

〔候補となる建造物・樹木の事例〕

・大阪城天守閣、通天閣、菅原天満宮の大楠 など

④景観上重要な公共施設の景観形成

地域景観の骨格や核となっている道路・公園・河川等の公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設の指定制度を活用しながら、公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を図ります。

〔候補となる公共施設の事例〕

- ・景観上重要な構成要素となる道路（御堂筋、三休橋筋、なにわ筋など）
- ・景観上重要な構成要素となる河川（大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川など）
- ・景観上重要な構成要素となる公園（中之島公園、大阪城公園、靱公園など）

⑤大規模な面的開発に合わせた景観誘導

市街地再開発事業等、敷地と建築物を一体的に整備する大規模な開発が行われる地区では、計画的かつ一体的に景観形成を進めることが有効なことから、また都市再生特別地区など形態制限等を緩和して計画される大規模な開発は特に周辺景観に与える影響が大きいことから、都市景観条例に基づき検討書の作成を求め協議を行うことにより、重点的な景観形成を図っていきます。検討書の作成にあたっては、地域のランドマークとなるよう眺望景観及び夜間景観の観点も踏まえたものとします。

⑥眺望景観・夜間景観の形成

〔眺望景観の形成〕

大阪を代表するエリアにおいて、地域の眺望特性をいかした建築物等の誘導と眺望づくりの推進を図るため、大阪らしい眺望景観の典型的な3つの眺め（見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺め）に沿って、主要な視点場からの眺望を意識したファサードデザインや歴史的景観資源に配慮した誘導等を行います。

〔夜間景観の形成〕

地域の特性に応じた夜間景観の形成を図るとともに、重点的な景観形成を図っていく地区においては、他の施策とも連携しながら公共施設等をライトアップするなどの演出を行います。

また、大阪を代表するエリアにおいて、地域の夜間特性をいかした建築物の誘導と夜景づくりを図るため、大阪らしい夜間景観の典型的な4つのあかり（俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかり）に沿って、主要な視点場からの夜景を意識した魅

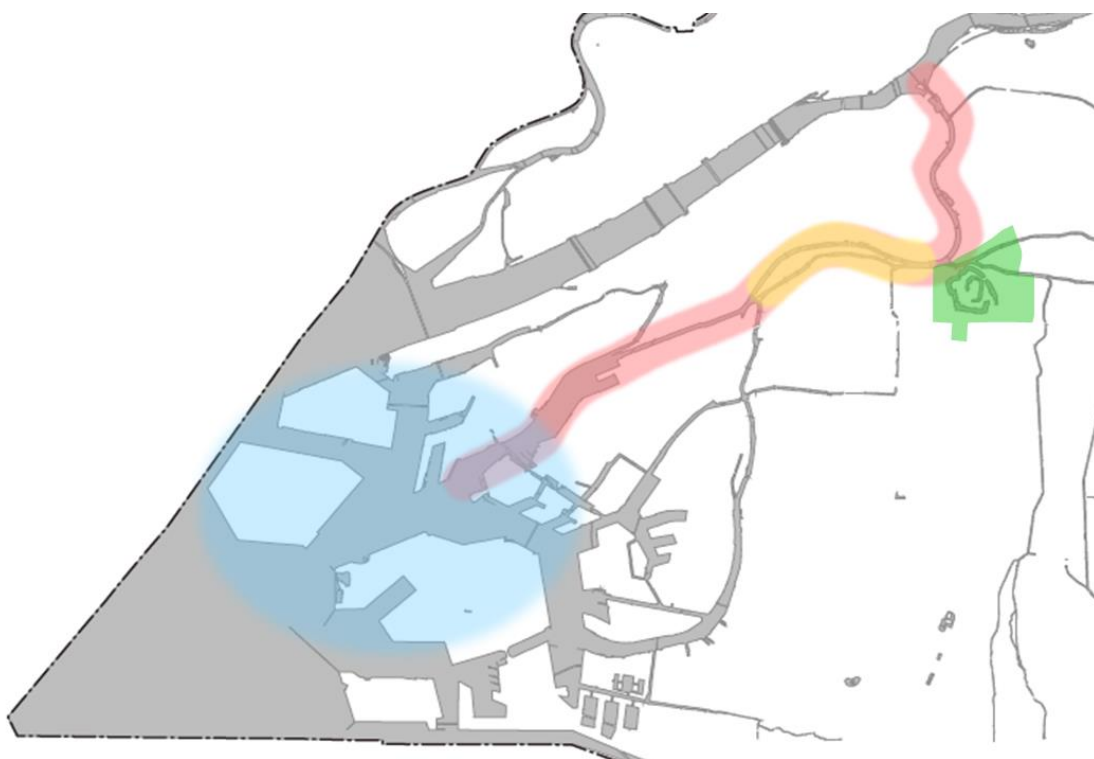
力的なライトアップや歴史的景観資源に配慮した誘導等を行います。さらに、メディアファサード等の新技術に対応するための景観協議の枠組みを新たに設け、周辺との調和に加え創造的な景観づくりを図ります。

〈大阪を代表するエリアの考え方〉

古くから市民が誇りとする魅力的な眺めが生み出された大阪城公園周辺及び中之島等、また大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会を有したベイエリア等を対象としていきます。

凡例

眺望・ 夜間景観		大阪城景観配慮ゾーン
		ベイエリア
眺望景観		中之島等
		河川景観配慮ゾーン 天満橋～船津橋・端建蔵橋
夜間景観		河川景観配慮ゾーン 大川・堂島川・土佐堀川・安治川



大阪を代表するエリア

[眺望景観・夜間景観の形成に伴う主要な視点場の設定]

主要な視点場の設定にあたっては、人々が集い、見渡せる・見通せる場所である公共空間から選定し、建築物の誘導を図ることを目的とする視点場と普及啓発を図ることを目的とする視点場に分けて設定します。

〈視点場の設定の具体例〉

◎橋梁や河川沿川のまちなみを見通す特徴的な眺め

- ・中之島に架かる橋上からは、河川の両側に連なる水辺のまちなみや橋梁を水面越しに見通す景観を望むことができます。
- ・橋梁は視対象だけでなく視点場としても整備することにより、沿川のまちなみと水際線に沿って視線が誘導される奥行き感のある水都大阪にふさわしい八百八橋の風景の演出が可能です。



なお、眺望景観・夜間景観の形成にあたっては、景観計画を軸に主要な視点場・視対象の明示やライトアップの方法等を景観読本やガイドラインで示すことで計画を補完します。また、公共空間の景観形成や大規模な面的開発といった他分野の施策との連携により強化を図ります。

2) 地域との協働による景観まちづくりの推進

①地域主導の景観まちづくりの支援

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入します。

また、地域の実情や合意状況等に応じて、景観協定制度など、法に基づく制度の活用を進めます。

②関係者による協議の仕組み

地域の景観形成に関わりのある様々な関係者が協議・調整を図り、景観法に基づく景観協議会の制度なども活用しながら、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めます。

(2) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発

①地域の景観資源の活用

都市景観条例に基づき地域の景観資源を登録する都市景観資源については、区ごとに登録を進めてきていますが、全区において登録が終わった後は、さらなる資源のPRなど周知を進めるとともに、景観形成に具体的に活用していくための方策を検討します。

②優れた建築物やまちなみの顕彰

新たな景観形成に資する景観上特に優れた建築物やまちなみを市民や事業者から募集し、顕彰する大阪都市景観建築賞（愛称：大阪まちなみ賞）により、美しく個性と風格があるなど地域特性をいかした景観づくりについて、普及・啓発を行います。

③その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントや、基礎的な知識を学習する講座等の開催のほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを実施します。

(3) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり

①専門家に対してアドバイスを求める仕組み

市民や事業者からの高度な要求にも柔軟に対応し、本市の景観施策を的確かつ効果的に実施・運用していくための総合的な景観施策体系の再構成に伴い、大阪市都市景観委員会や景観に関連する専門家に対してアドバイスを求める仕組みを導入します。

②専門機関等の活用

民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理など、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構の制度の活用を図ります。

3 景観施策の体系

建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

地域の特性をいかした建築物等の誘導

建築物等の景観誘導

景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導

計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導

屋外広告物の規制誘導

景観上重要な建造物や樹木の保全

景観上重要な公共施設の景観形成

大規模な面的開発に合わせた景観誘導

地域との協働による景観まちづくりの推進

地域主導の景観まちづくりの支援

関係者による協議の仕組み

景観に関する市民や事業者の意識の啓発

地域の景観資源の活用

優れた建築物やまちなみの顕彰

その他の啓発施策の展開

様々な専門家等と連携した推進体制づくり

専門家に対してアドバイスを求める仕組み

専門機関等の活用

6章

景観法を活用した
景観形成の取り組み

7章

まちづくりなどと
連携した独自の景
観形成の取り組み
(※)

(※) 一部、景観法を活用